古河機械金属グループ 贈収賄防止基本方針

古河機械金属グループは、「企業行動憲章」においてコンプライアンスの徹底を掲げ、「役職員行動基準」において、不当な利益の取得を目的とする贈収賄等を行わず、腐敗の防止に努めることを定めています。これを全ての役職員が実践するため、事業活動の中で以下に掲げる基本方針を徹底することで、社会の健全かつ持続的な発展に貢献します。

1. 法令の遵守

贈収賄防止に関する各国・地域に適用される法令を遵守します。

- 2. 贈賄の禁止
 - いかなる場合であっても、直接・間接を問わず、贈賄等の不正な手段による利益を 求めません。
- 3. 収賄の禁止

取引先を始めとする全ての関係者から、過剰または社会的儀礼の範囲を超える経済的利益を受けません。

4. 社内手続きの履行

贈収賄を防止するため、企業倫理や社会的規範を尊重するとともに、当社グループの規定等に定められた手続きを履行します。